

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1030 号（諮問第 1696 号）

件名：予算の概要参考資料の開示決定に関する件

- 1 開示請求
令和 2 年 2 月 14 日
- 2 原処分
令和 2 年 2 月 28 日（開示決定）
愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示した。
- 3 審査請求
令和 2 年 3 月 18 日
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問
令和 4 年 8 月 15 日
- 5 答申
令和 4 年 12 月 23 日
- 6 審査会の結論
知事が、本件開示請求に対し本件行政文書を特定して開示したことは妥当である。
- 7 審査会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方
愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。
当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。
 - (2) 本件審査請求について
審査請求人は、審査請求書において、「文書の特定に誤り又は対象となる文書の開示がなされていない。」等と主張していることから、本件開示請求について実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討する。
 - (3) 本件行政文書の特定について
実施機関によれば、高齢化する外国人住民に対し、介護保険制度を利用

しやすいように多言語で仕組みなどを紹介するリーフレットの作成については、本件行政文書の「介護を受ける外国人県民への理解促進ツールの作成」等として「外国人県民の高齢化に伴う課題の調査及び理解促進」の項目において計上しているとのことである。

当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、本件行政文書は開示請求書に添付された新聞記事の内容に関する文書であり、実施機関の主張するとおり、介護を受ける外国人住民への理解を促進するツールを作成する旨記載されていることから、本件請求内容に合致する文書であると認められる。

また、冊子の作成等を含めた外国人県民の高齢化に伴う課題の調査及び理解促進については、令和2年度の新規事業として予算計上したものであり、本件開示請求日時点において、本件行政文書以外に対象となる文書は作成又は取得しておらず、念のため室内を探索したが、他に請求内容に合致する文書は存在しなかったという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、文書の特定については前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1

多文化共生課に対する開示請求

外国人対応の介護・お助け冊子に係る文書一式（新聞記事を添付する）

別記2

令和2年度予算の概要参考資料（うち該当部分である77、78ページを抜粋）